

大阪府男女共同参画推進条例に定める基本理念

- 男女の人権の尊重
- 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮
- 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- 国際社会における取組への考慮

計画期間：2026年から2030年までの5年間

計画の性格

- 男女共同参画基本法と男女共同参画推進条例に基づく、大阪府の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- 女性活躍推進法に基づく大阪府の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画 等

現状と課題

少子高齢化の進展

SDGsの達成に向けた潮流

性別役割分担意識と平等認識

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、依然として約3割が同意と回答
- 「社会全体として男女が平等である」と考える人の割合は16.2%と低い

女性の参画状況

- 審議会等委員に占める女性の割合は34.8%
- 府内企業の管理的職業従事者に占める女性の割合は10.5%

就業の状況

- 女性の就業率は堅調に推移するも全国平均を下回っている（R6：52.6%＜全国平均53.6%）
- 職場で男女が平等と考える人の割合は、女性で23.6%、男性で37.2%

家庭生活の状況

- 共働き世帯における家事時間は男性より女性の方が長い
- 「以前より男性の育児参画が進んだ」と思う府民の割合は66.7%

配偶者等からの暴力をめぐる状況

- DV等を相談しなかった人の割合は依然として高く、暴力認識の希薄さ、相談窓口の認知度の低さが課題

女性の抱える困難や課題の複雑化・多様化

新プランで取組むべき事項（案）

【1】あらゆる世代、分野における男女共同参画の推進

- 職場、学校教育、政治など、あらゆる分野における男女共同参画に向けた意識啓発
- 子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進

【2】政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 府審議会、府職員・教員等における女性の参画・登用促進
- 企業等における女性の登用促進
- 防災・復興分野における女性の参画促進
- 女性起業家の育成・支援
- デジタル分野、理工系分野の女性人材育成

【3】仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

- 女性の就業促進
- 府における働き方改革の推進
- 企業における多様な柔軟な働き方の推進
- 育児休業の取得促進
- 多様な保育サービスの推進、保育人材の確保や質の向上などの取組

【4】あらゆる暴力をなくすための意識啓発及び支援体制の充実・強化

- 女性に対する暴力の根絶に向けた更なる啓発
- 青少年の性被害の未然防止
- 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づく諸施策の推進
- DV被害者支援の充実・強化
- 性暴力・性犯罪被害者の支援の充実

【5】様々な困難を抱える人々への支援強化

- 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づく諸施策の推進
- ひとり親世帯や高齢者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

【6】ライフステージに応じた男女の健康支援

- 生涯にわたる主体的な健康づくりに向けた取組
- 女性の心身の特性やライフステージ等に応じた適切な健康支援

【7】男女共同参画センターの機能強化

- 地域・社会の多様なニーズに応じたセンター運営
- 関係機関等との協働

（参考1）女性活躍・男女共同参画に関する現状と今後の課題
（令和6年12月13日 男女共同参画会議資料 より）

〇意思決定層における女性の参画を妨げる課題への対応

- 第5次男女共同参画基本計画に掲げた目標の達成に向けて、同計画の達成状況についてフォローアップを行うとともに、企業における女性登用の更なる加速化、女性起業家の支援強化など経済分野の取組をはじめ、意思決定層における女性の参画を妨げる課題をしっかりと分析し、あらゆる分野における取組の一層の強化につなげることが重要である。

〇全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

- 女性の所得向上・経済的自立を実現するため、男女間賃金格差の是正に取り組むとともに、正規雇用の女性の就業継続への支援、「女性デジタル人材育成プラン」の見直しなどリスクリリングの支援の強化、仕事と育児・介護・健康課題の両立支援など、全ての人が希望に応じて働くことのできる環境づくりに取り組む必要がある。

〇女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

- 地方においては、少子高齢化や人口減少の進展により、様々な局面において、担い手として欠かせない女性の参画がこれまで以上に求められる状況であり、地域の実情に応じた取組を進め、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりに取り組む必要がある。

〇個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

- 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会は、女性活躍・男女共同参画の基盤であることから、重大な人権侵害である性犯罪・性暴力やDV等について、多様な被害者への相談・支援体制の充実・強化に取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った防災・復興、生涯にわたる健康への支援等を推進する必要がある。

〇社会構造の変化、価値観の多様化を踏まえた施策の検討

- 女性活躍・男女共同参画に関する中長期的な施策の検討にあたっては、人口構造や就業構造の変化、若い世代の生活様式や働き方に対する考え方の多様化等を踏まえ、全ての人が希望に応じて、活躍できる社会の実現を目指すことが重要である。

（参考2）女性版骨太の方針2024

I 企業等における女性活躍の一層の推進

- 企業における女性の採用・育成・登用の強化
- 科学技術・学術分野における女性活躍の推進
- 女性起業家の支援

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

- 所得向上・リスクリリング
- 仕事と育児・介護の両立の支援
- 仕事と健康課題の両立の支援
- 地域における女性活躍・男女共同参画の推進

III 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

- 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進
- 配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化
- 困難な問題を抱える女性への支援
- 生涯にわたる健康への支援

IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

- 男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進
- 政治・行政分野における男女共同参画の推進